

河川・水路等をめぐる状況

1 国の動向

- 本来、河川・水路の水環境は、動植物による自然浄化、河川表流水と伏流水との間の浸透・湧出による水循環等の要素により構成されている。水環境健全性指標検討調査委員会（H18 環境省）では、「水環境は、水質という一面だけでなく、水の流れや生物の生息、様々な水の利用、さらには快適性や地域・歴史・文化を背景とした人と水との係わりといった視点まで、幅広い要素から成り立っています」と定義し、「水質環境行政」から「水環境行政」への転換を目指している。

2 本県の状況

- 本県では、昭和 22 年の相模ダム竣工以来、60 年余年にわたり 4 つのダムの建設等による水資源開発に力を注ぐとともに、治水対策や利水・排水体系の整備等を行うことで、安全で安心な県民生活の基盤を整えてきた。
- これまでの水資源開発、治水対策、利水・排水体系の整備、土地利用の変化等は、県民の生活を支え、産業発展の礎となってきた一方で、ダムの建設等による砂礫の減少による河床低下や河川へ流入する湧水の減少等による河川水温の上昇は、河川の生態系や自然浄化機能にも影響を与え、河川の水環境の劣化が顕著となった。
- また、本県の河川の水質は、下水道の整備や排水規制など、これまでの水質保全の取組によって改善傾向にあり、環境基準を満たす河川が増えた（平成 24 年度は、すべての河川水域で環境基準を達成）が、新たな化学物質等が河川・水路へ流出し、水道の取水停止の事例も発生するなど、健康項目として基準の定められていない生態毒性のある物質が多量に河川に流出する可能性も懸念されるようになった。

3 今後の取組

- 今後は、安全性の向上等の面でのこれまでの努力を損なうことなく、流域の特性を踏まえたうえで、適度な土砂供給を伴う土砂管理と連携するとともに、河川の自然浄化や水循環の機能を高め、自然の生態系を取り戻し、将来にわたって良好な水環境を維持できる取組みが求められる。
- 自然の生態系を取り戻し、動植物が生息しているということは、人の健康に有害な物質の河川への流入があれば、人が健康被害にあう前に異変に気づかせてくれるといった一面もあり、こうした危険に警笛を鳴らすという意味において、非常に重要である。
- また、水質保全に努めるのみならず、かつて地域の暮らしとともにあった水辺の原風景の要素を現在の河川環境に可能な限りにおいて取戻し、将来に残していくことも地域・歴史・文化の継承といった観点から重要である。



相模川での砂礫減少(アユの生息場の消失)



多摩川での魚死亡事故(平成 22 年度)